

令和8年度

事業概要

国土交通省 近畿地方整備局

兵庫国道事務所

目次

I. 事務所の概要	1
1. 沿革	1
2. 管理区間	1
3. 組織	2
4. 事業箇所図（改築事業等）	3
II. 事業の概要	4
1. 改築事業	4
2. 交通結節点事業	15
3. 無電柱化推進事業	16
4. 共同溝事業	17
5. 交通安全対策事業	18
6. 局所渋滞対策事業	21
7. 沿道環境改善事業	22
8. 維持修繕事業	23
III. 防災情報	26
IV. 国道43号沿道環境改善に向けた取り組み	27
V. 道路のサービスレベル向上に向けた取り組み	29
VI. 土木営繕	30

I. 事務所の概要

1. 沿革

1966	昭和41年	4月	建設省近畿地方建設局兵庫国道工事事務所発足。国道2号、28号、29号の維持管理のため近畿地方建設局で初めての国道管理事務所として、神戸市生田区(現中央区)相生町5丁目に開設。	1995	平成6年10月	公園課を設置。	
		5月	国道175号(明石市～黒田庄町)の管理を兵庫県から引継ぐ。		平成7年4月	阪神・淡路大震災による被災復旧のため震災復旧対策室を設置。 国営明石海峡公園工事事務所(現国営明石海峡公園事務所)に公園業務を引継ぐ。 公園課を廃止。	
		昭和43年	4月		事務所を神戸市葦合区(現中央区)吾妻通3丁目に移転。国道43号の管理を第二阪神国道工事事務所から引継ぐと共に、西宮維持出張所を設置。	7月	震災復旧対策室に復興工務課、復興工事課、復興調査課を設置。
			6月		国道175号(黒田庄町～山南町)の管理を兵庫県から引継ぐ。	平成9年4月	電気通信課を設置。
		昭和44年	4月		管理課を廃止し、管理第一課、管理第二課を設置。	平成10年3月	震災復旧対策室、復興工務課、復興工事課、復興調査課を廃止。
	1970	昭和45年	4月		国道171号の管理を第二阪神国道工事事務所から引継ぐ。	4月	国道2号「神戸西バイパス」の管理を阪神国道工事事務所より引継ぐ。
			昭和48年		4月	調査課、用地課を設置。	平成11年4月
		昭和50年	4月		国道2号の一部(加古川バイパス以西)と国道29号を合わせて、姫路、山崎維持出張所を同事務所へ移管。	平成13年1月	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道工事事務所に組織改称。
			昭和52年		4月	交通対策課を設置。	平成15年1月
		昭和57年	4月		国道176号(宝塚市～西宮市)の管理を兵庫県から引継ぐ。	平成17年4月	国道483号春日和田山道路(氷上IC～春日IC)2車線暫定供用し、管理を豊岡河川国道事務所に引継ぐ。
昭和58年			4月	共同溝課を設置。	2006	平成18年4月	国道483号春日和田山道路(遠阪トンネル有料道路～氷上IC)2車線暫定供用し、管理を豊岡河川国道事務所に引継ぐ。
昭和60年		4月	庶務課を総務課に名称変更。	平成19年4月			
1991		昭和61年	10月	国道2号「浜手バイパス」の管理を阪神国道工事事務所より引継ぐ。	平成20年4月	共同溝課、機械課、電気通信課を廃止し、品質確保課、道路工事調整課、防災情報課を設置。	
			昭和63年	4月	国道176号(西宮市)の管理を兵庫県から引継ぐ。	2010	平成22年4月
		平成3年	4月	用地課を廃止し、用地第一課、用地第二課を設置。	2011	平成23年3月	道路工事調整課を廃止。
	平成5年	1月	事務所を神戸市中央区吾妻通3丁目から現在の中央区波止場町に移転。	2012	平成24年4月	用地第二課を廃止し、用地第一課を用地課に名称変更。	
		4月	公園計画業務に着手、国営明石海峡公園の事業化。	2015	平成27年4月	調査課、交通対策課を廃止。	

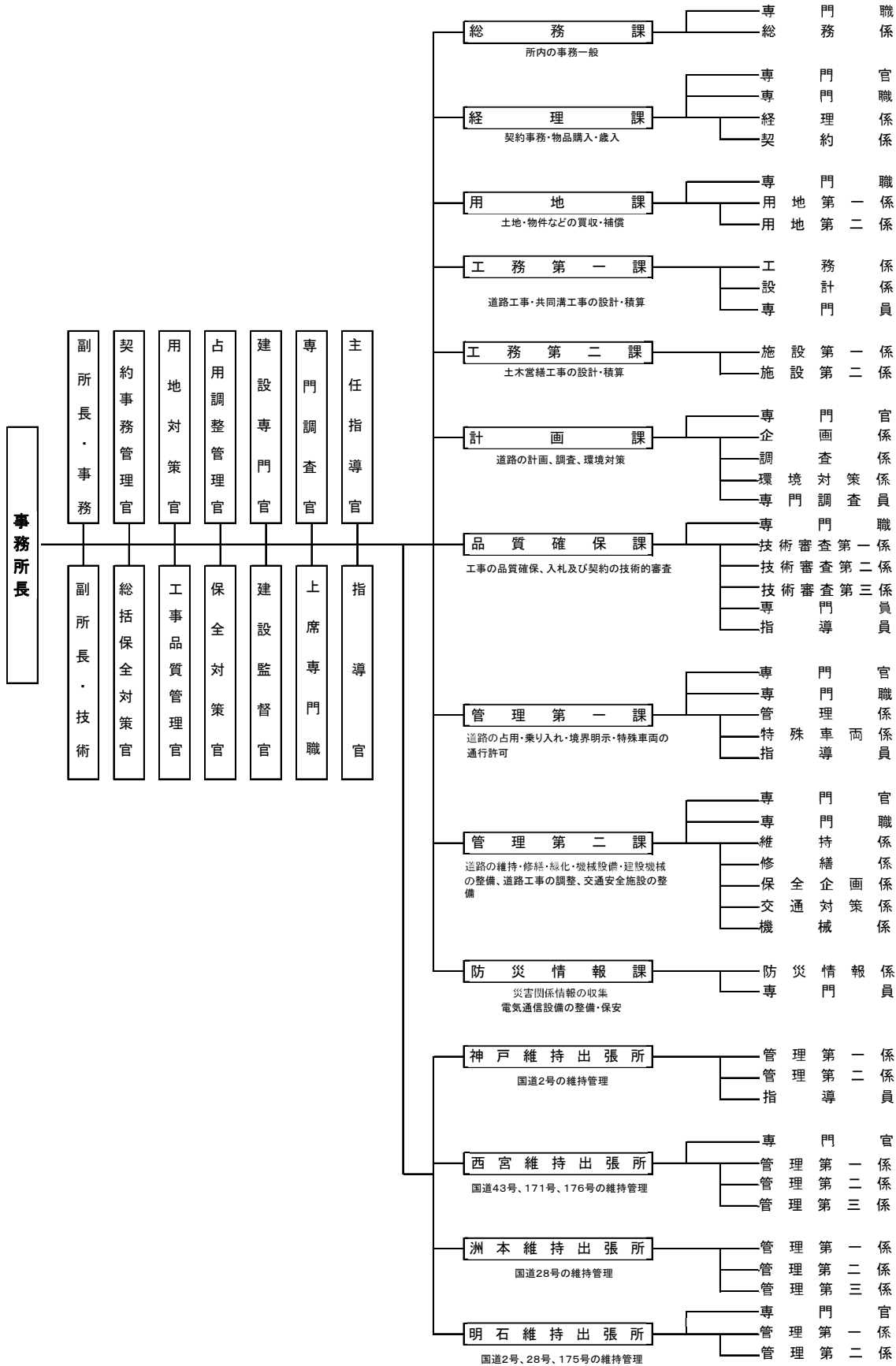
2. 管理区間

※令和8年4月1日時点

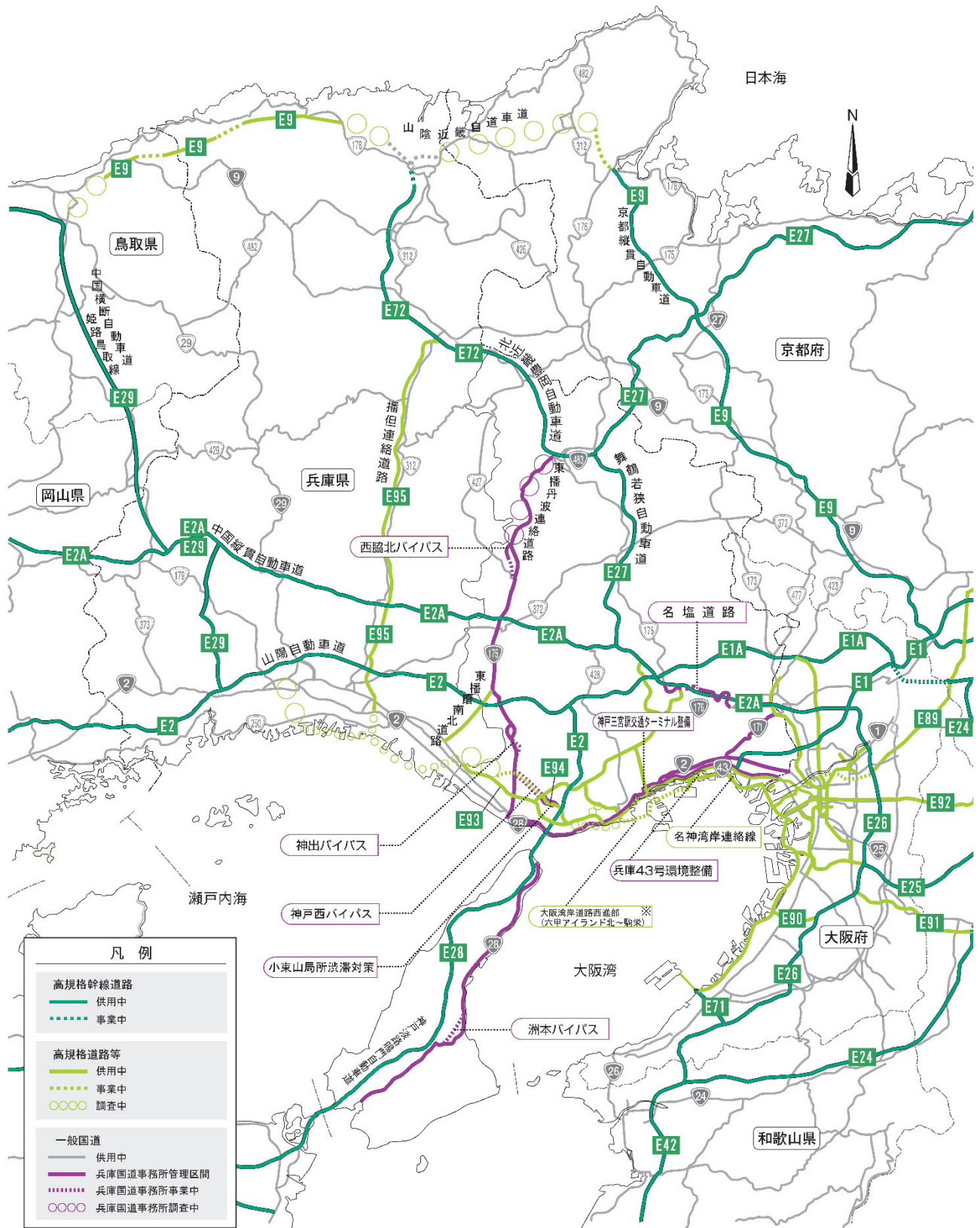
路線名	管理区間	延長(km)	担当出張所				備考
			神戸	洲本	西宮	明石	
2号	起 大阪市西淀川区佃町 (出張所の管理境界)神戸市・明石市境 終 神戸市西区玉津町小山	52.5	44.7			7.8	
	起 神戸市中央区浜辺通 終 神戸市中央区東川崎町	2.8	2.8				
	起 神戸市垂水区小東山 終 神戸市西区伊川谷町別府	4.4				4.4	
28号	起 神戸市西区榎谷町菅野 終 神戸市西区榎谷町菅野	1.1				1.1	
	起 明石市大蔵八幡町 終 明石市中崎	2.4				2.4	2号と重複14.3km
	起 淡路市岩屋 終 南あわじ市福良	53.1		53.1			
43号	起 淡路市岩屋 終 淡路市岩屋	1.0		1.0			
	起 尼崎市東本町 終 神戸市灘区岩屋南町	20.2			20.2		
171号	起 池田市豊島南町 終 西宮市和上町	11.6			11.6		2号と重複14.2km
175号	起 神戸市西区玉津町小山 終 丹波市氷上町横田	59.1				59.1	2号と重複3.7km
	起 神戸市西区神出町宝勢 終 神戸市西区神出町小東野	4.2				4.2	
	起 西脇市寺内 終 西脇市黒田庄町大門	2.1				2.1	
176号	起 西宮市山口町下山口 終 宝塚市栄町	12.3			12.3		
	起 西宮市名塩 終 西宮市塩瀬町名塩	1.7			1.7		尼子谷地区 木之元地区 1工区
合計		228.5	47.5	54.2	45.8	81.0	

※四捨五入の関係で合計と合わない場合がある

3. 組織



4. 事業箇所図（改築事業等）



※大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）は浪速国道事務所の事業箇所であるが、兵庫国道事務所管理区間と密接に関連する事業であるため、参考として記載。

II. 道路事業

1. 改築事業

■国道2号 神戸西バイパス (専用部：12.5km、一般部：8.4km)

事業概要

神戸西バイパスは、神戸淡路鳴門自動車道の垂水ジャンクションから第二神明道路の石ヶ谷ジャンクションに至る延長12.5kmのバイパス事業です。第二神明道路の交通混雑の緩和や本州四国連絡道路の開通に伴う自動車交通需要への対処や西方向のアクセス確保に対応することを目的とし、昭和63年度に事業化を行いました。

平成10年4月に、垂水ジャンクションから永井谷ジャンクションまでの専用部5.6kmを第二神明道路北線として供用、併せて一般部の学園南ICから都市計画道路永井谷前開線までの4.4kmを供用しました。

平成30年3月には、永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクション(仮称)間において、公共事業と有料道路事業との合併施行方式が導入されました。

R8年度事業内容

- ・調査設計、公共移設補償、櫛谷地区改良工事、菅野高架橋上部工事を推進

事業経緯

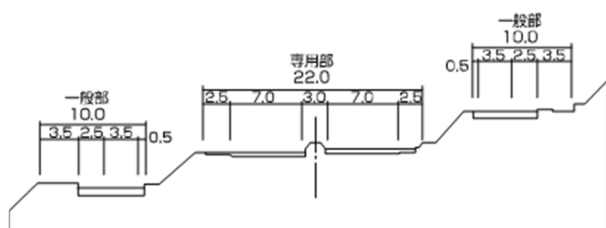
昭和62年度	都市計画決定
昭和63年度	事業化
平成元年度	用地着手
平成3年度	I期区間(垂水JCT～永井谷JCT)工事着手
平成10年度	I期区間開通
平成11年度	II期区間(永井谷JCT～石ヶ谷JCT)工事着手
平成30年度	一般部(あかしこうみせん～せいしん) 明石木見線～西神5号線開通

計画諸元

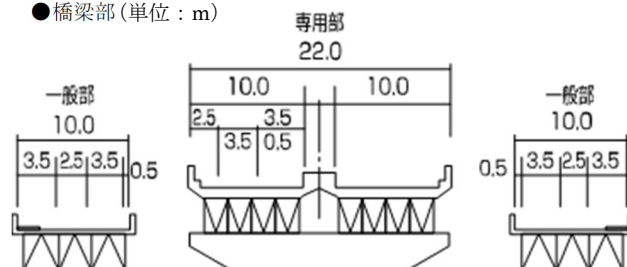
		専用部	一般部
起 終 点	起点	神戸市垂水区名谷	
	終点	明石市大久保町	
構造規格		第1種第3級	第3種第2級
設計速度		80km/h	60km/h
延 長		12.5km	8.4km
幅 員		22.0m	10.0m

標準断面図

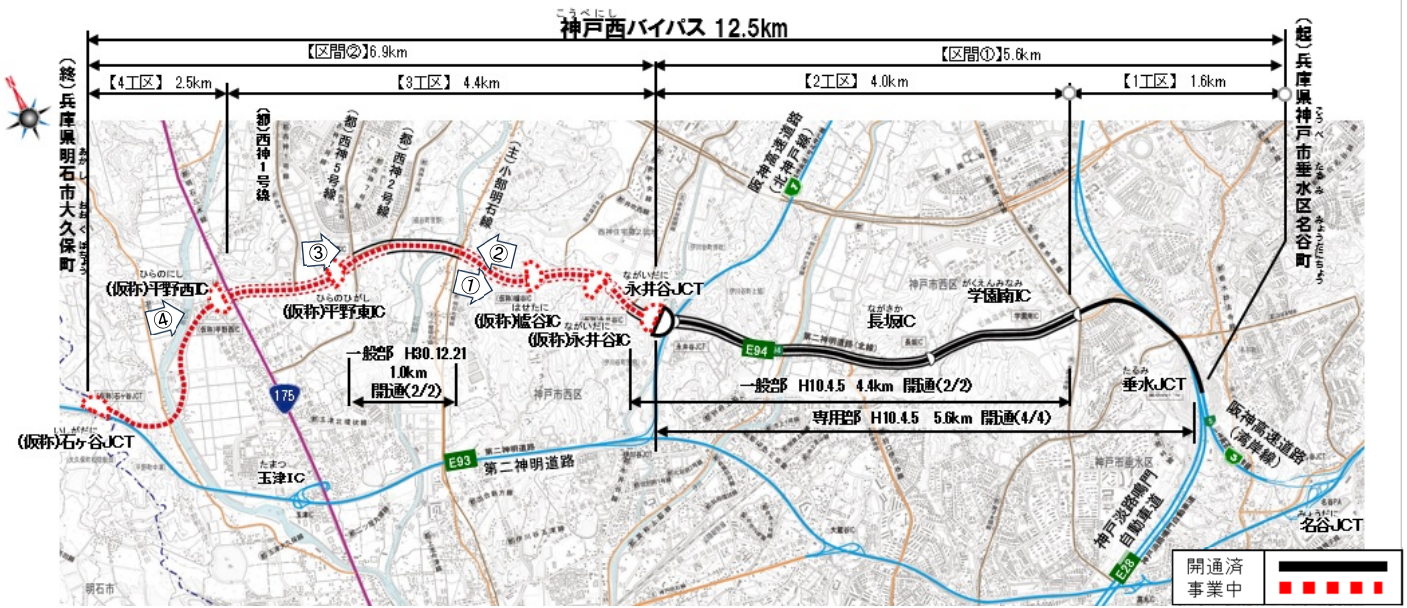
●土工部(単位:m)



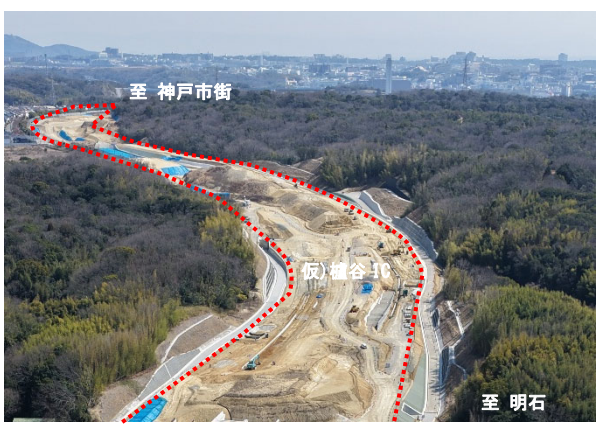
●橋梁部(単位:m)



位置図

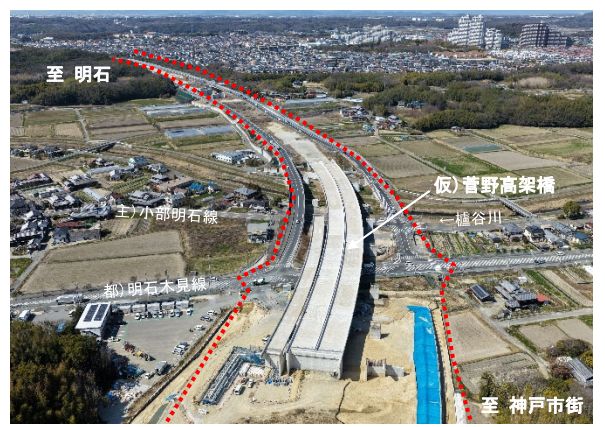


①菅野地区改良状況



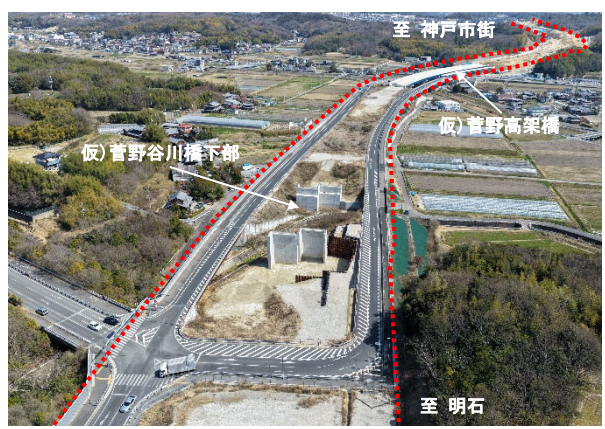
撮影：令和8年3月17日

②菅野高架橋建設状況（西向き）



撮影：令和8年3月17日

③樋谷地区改良状況



撮影：令和8年3月17日

④下村地区橋梁下部建設状況（西向き）



撮影：令和8年3月17日

■国道28号 洲本バイパス (6.0km)

事業概要

洲本バイパスは、洲本市内の交通混雑の緩和及び交通安全の確保、神戸淡路鳴門自動車道洲本ICへのアクセス強化などを目的として計画された延長6.0kmのバイパス事業です。昭和60年度に事業化し、平成12年4月までに3.6kmを供用したところです。

R8年度事業内容

- 令和10年夏の全線2車線での開通を目指し、調査設計、公共移設補償、^{うやま}宇山地区改良工事、^{うしお}潮トンネル舗装工事、^{うやま}宇山地区橋梁上下部工事を推進

事業経緯

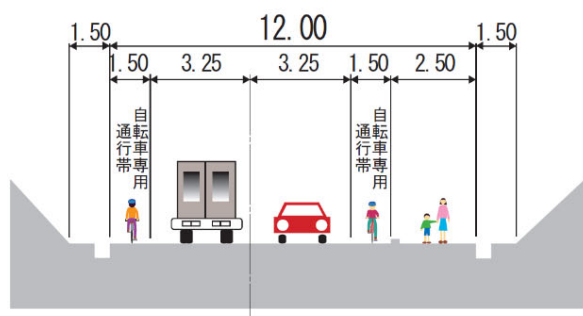
昭和57年度	都市計画決定
昭和60年度	事業化
昭和63年度	用地着手
平成元年度	工事着手
平成10年度	納地区(0.7km)開通
平成12年度	^{うやま} 宇山～ ^{おおの} 大野間(2.9km)開通

計画諸元

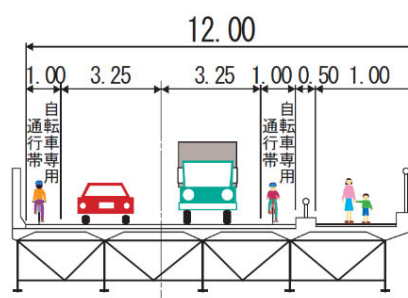
起終点	起点	洲本市 ^{たけのくち} 炬口		
	終点	洲本市 ^{おさめ} 納		
構造規格		第3種2級		
設計速度		60km/h		
延長		6.0km		
幅員	一般部	橋梁部	トンネル部	
	12.0~16.2m	12.0m	11.0m	

標準断面図

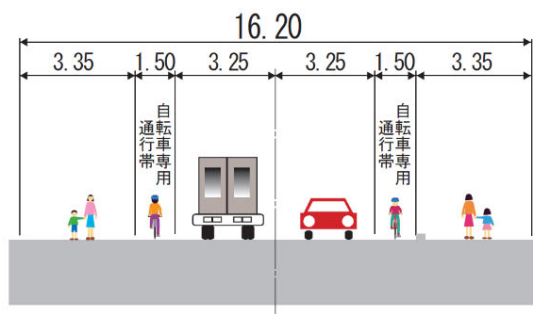
●片側歩道部 (単位:m)



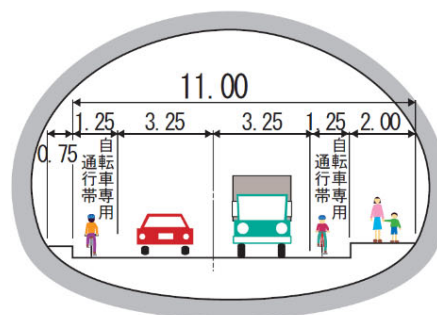
●橋梁部 (単位:m)



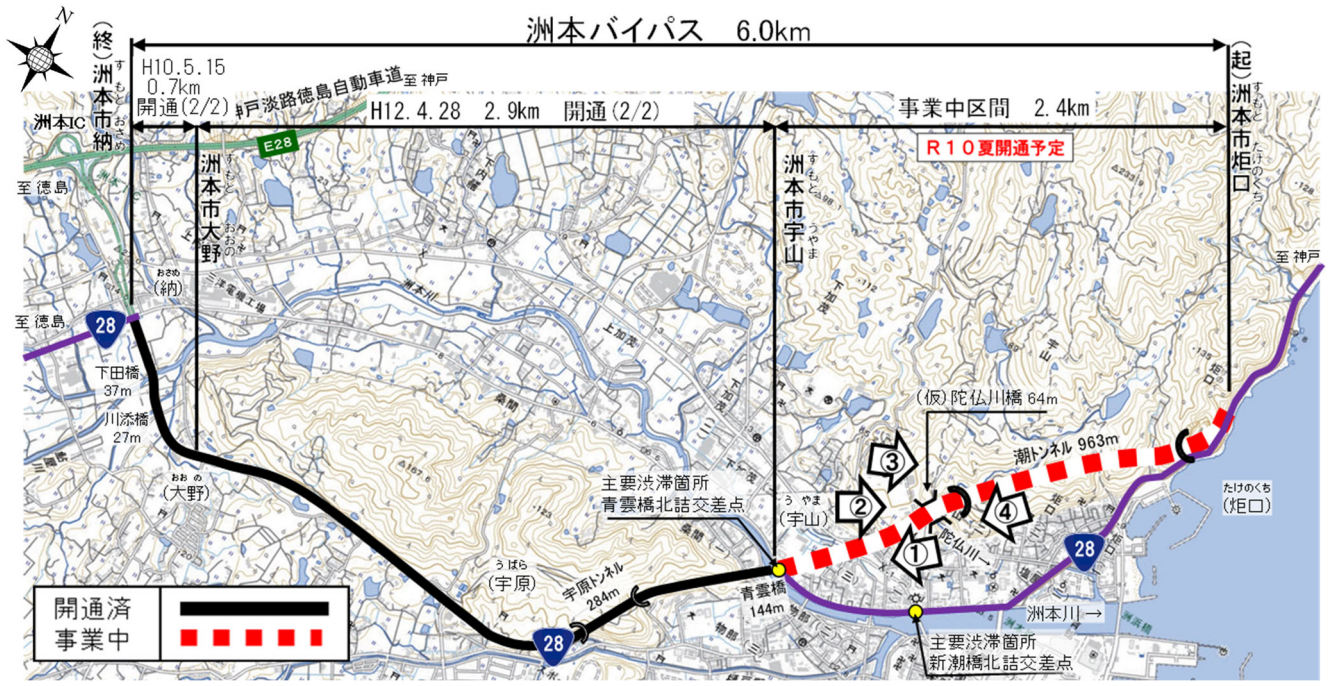
●両側歩道部 (単位:m)



●トンネル部 (単位:m)



位置図



① 宇山A工区



撮影：令和8年3月17日

② 宇山B工区



撮影：令和8年3月17日

③ 宇山C工区



撮影：令和8年3月17日

④ 潮トンネル本体工事完了



撮影：令和8年3月17日

■国道175号 西脇北バイパス (5.2km)

事業概要

国道175号西脇北バイパスは、東播丹波連絡道路の一部を形成し、西脇市域と東播地域及び丹波地域へのアクセス性の向上、西脇市域における国道175号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした、西脇市下戸田から同市黒田庄町大伏に至る延長5.2kmのバイパス事業です。平成9年度に事業化し、平成12年度から用地着手、平成18年度に工事着手をしました。

R8年度事業内容

- 令和8年6月13日の全線暫定2車線での開通を目指し、調査設計、下戸田地区改良工事、上戸田下戸田高架橋上部工事、下戸田～津万地区舗装工事を推進

事業経緯

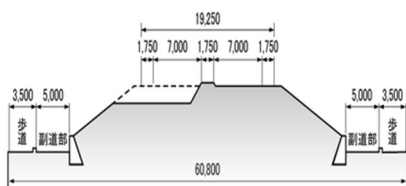
平成9年度	事業化
平成10年6月	環境影響評価手続き完了
平成10年6月	地域高規格道路に指定
平成10年7月	都市計画決定
平成10年12月	地域高規格道路の整備区間に指定
平成12年度	用地着手
平成18年度	工事着手
令和2年度3月	寺内ランプ～おおふし 寺内ランプ間2車線供用(2.1km)
令和8年度6月	下戸田ランプ～寺内ランプ2車線開通予定(3.1km)

計画諸元

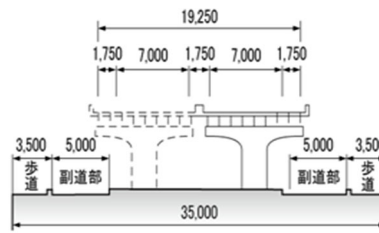
起 終 点	起 点	西脇市下戸田
	終 点	黒田庄町大伏
構造規格		第3種第1級
設計速度		80km/h
延 長		5.2km
幅 員		19.25m

標準断面図

●土工部 (単位: mm)

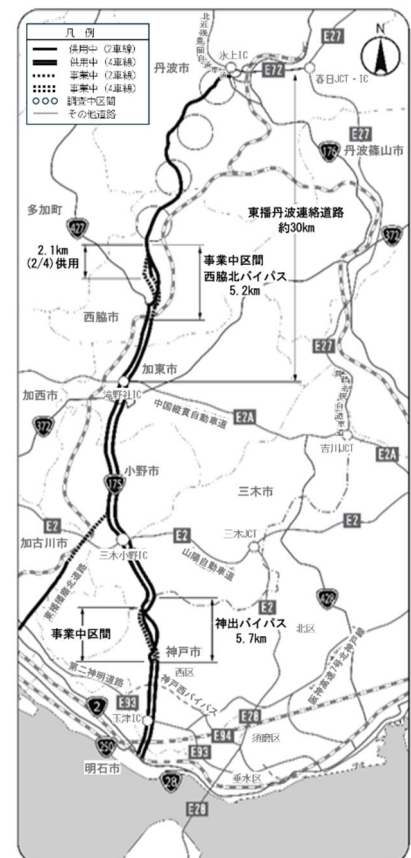


●高架部 (単位: mm)

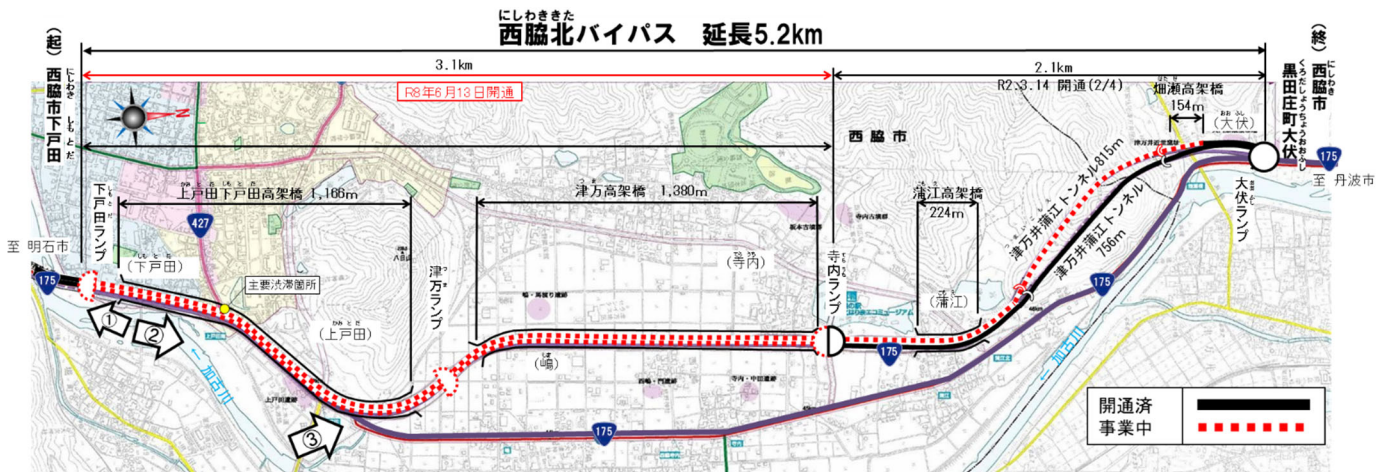


東播丹波連絡道路

東播丹波連絡道路は、播磨地域と丹波地域の連携を強化するとともに山陽自動車道、中国縦貫自動車道、北近畿豊岡自動車道と一体となって広域交流ネットワークを形成する延長約30kmの道路で、近畿ブロック及び兵庫県の新広域道路交通計画において「高規格道路」に位置づけられています。



位置図



① 下戸田地区



撮影：令和8年3月12日

② 上戸田地区



撮影：令和8年3月12日

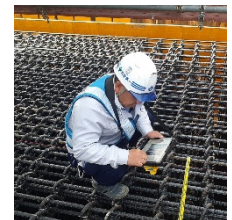
③ 津方ランプ



撮影：令和8年3月12日

DX デジタルトランスフォーメーション
に関する取組

様々なインフラデータをデジタル化することで非接触・リモート型の働き方へ転換し、抜本的な生産性や安全性の向上を目指します。



■国道175号 神出バイパス (5.7km)

事業概要

神出バイパスは、神戸市西区平野町常本の国道175号から分岐し、神出町小束野で現国道へ接続する三木市境までの延長5.7kmのバイパス事業です。神戸市西区神出町域における交通混雑の緩和、交通安全の確保を目的として、昭和61年度に事業化を行いました。平成5年度より工事に着手し、平成10年度までに田井地区の延長0.9kmを暫定2車線供用、平成21年3月に小束野地区の延長0.9kmを完成4車線供用、平成25年3月に北地区～小束野地区の延長2.2km、平成27年3月に田井地区の延長1.1kmを暫定2車線供用しました。

R8年度事業内容

- 調査設計、常本～田井地区用地取得、常本地区周辺整備工事を推進

事業経緯

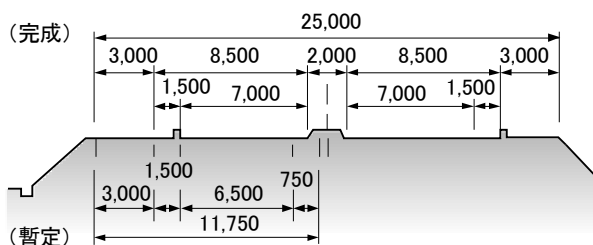
昭和58年度	都市計画決定
昭和61年度	事業化
昭和61年度	用地着手
平成5年度	工事着手
平成10年度	田井地区(0.9km)暫定供用
平成20年度	小束野地区(0.9km)供用
平成24年度	北地区～小束野地区(2.2km)暫定供用
平成26年度	田井地区(1.1km)暫定供用

計画諸元

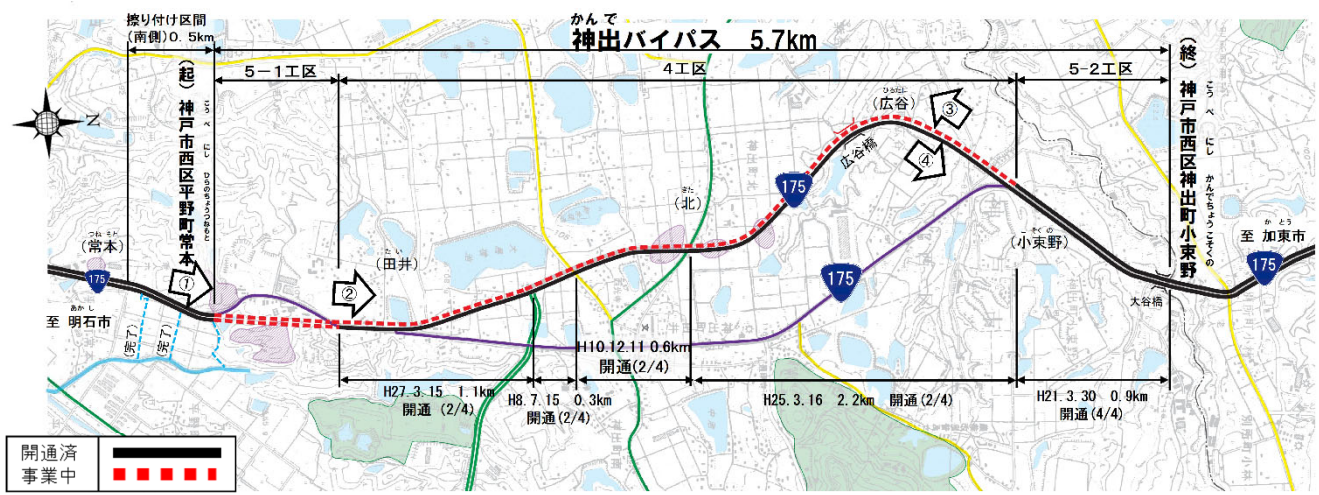
起 終 点	起 点	神戸市西区平野町常本
	終 点	神戸市神出町小束野
構造規格		第3種第1級
設計速度		80km/h
延 長		5.7km
幅 員		25.0m

標準断面図

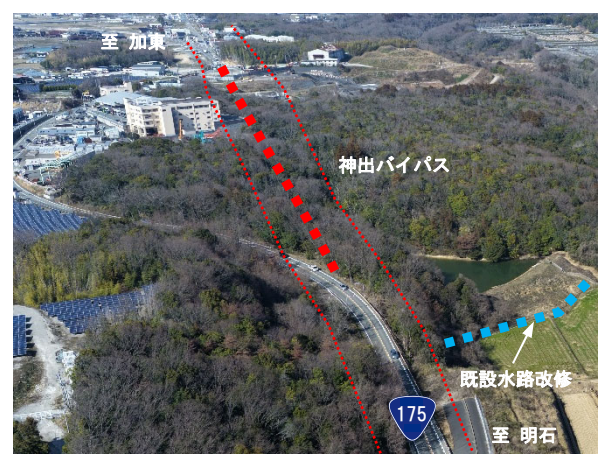
●土工部 (単位: mm)



位置図



①バイパス整備予定区間 (常本地区)



撮影：令和8年3月17日

②暫定2車線供用区間 (田井地区)



撮影：令和8年3月17日

③暫定2車線供用区間 (広谷地区)



撮影：令和7年3月18日

④暫定2車線供用区間 (小束野地区)



撮影：令和7年3月18日

■国道176号 名塩道路 (10.6km)

事業概要

名塩道路は、西宮市山口町から宝塚市栄町に至る延長約10.6kmの道路です。

国道176号における交通混雑の緩和、交通安全の確保及び異常気象時の通行規制区間の解消を目的として昭和60年度に事業化を行いました。

令和元年度末までに沿道の開発計画等と調整を図りながら、約7.2km（暫定2車線改良済みを含む）を供用したところです。

R8年度事業内容

- 調査設計、赤坂～東久保地区用地取得、公共移設補償、木之元～生瀬地区改良工事、大多田橋上部工事、武庫川張出橋上部工事を推進

事業経緯

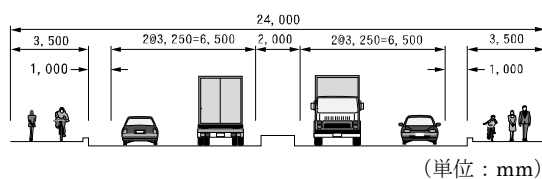
昭和59年度	都市計画決定
昭和60年度	1, 2, 3工区 事業化
昭和61年度	用地着手
昭和63年度	1-1, 1-2工区 事業化
平成3年度	2工区JR西宮名塩駅前部 供用(0.5km)
平成6年度	1-1工区、供用(1.2km)
平成10年度	3工区生瀬東町～栄町地区 供用(0.6km)
平成13年度	3工区新生瀬橋大橋 供用(0.9km)
平成15年度	1-2工区下山口地区 供用(1.2km)
平成17年度	2工区尼子谷橋 供用(0.4km)
平成20年度	2工区木之元地区 一部暫定供用(0.4km)
平成21年度	2工区木之元地区 一部暫定供用(0.3km)
平成27年度	1工区名塩地区 供用(1.4km)
令和元年度	1-2工区 大西地区 供用(0.3km)
	2工区 尼子谷地区 供用(0.7km)

計画諸元

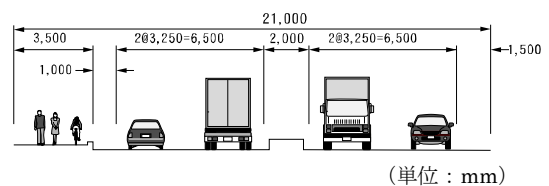
起 終 点	起点	西宮市山口町上山口	
	終点	宝塚市栄町3丁目	
構造規格		第3種第2級及び第4種第1級	
設計速度		60km/h	
延 長		10.6km	
幅 員	第3種第2級区間(両側歩道)		24.0m
	第3種第2級区間(片側歩道)		21.0m
	第4種第1級区間		24.0m

標準断面図

●第3種第2級の区間（両側に歩道を設置する区間）



●第3種第2級の区間（両側に歩道を設置する区間）



■名神湾岸連絡線 (2.7km)

事業概要

名神湾岸連絡線は名神高速道路と阪神高速3号神戸線（大阪方面）及び阪神高速5号湾岸線を連絡する道路です。阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させ、渋滞の緩和、定時性の確保、物流の効率化、沿道環境の改善及び代替路の確保を図ります。

R8 年度事業内容

- ・調査設計、関係機関協議を推進

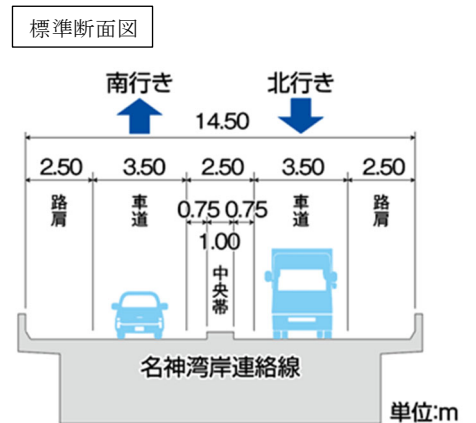
計画諸元

起 終 点	起点	西宮市 ^{いまぎ みずなみちよう} 今津水波町
	終点	西宮市 ^{にしのみやはま} 西宮浜2丁目
構造規格		A規格ランプ
設計速度		60km/h
延 長		2.7km
幅 員		14.5m(高架部)

事業経緯

H 10	地域高規格計画路線指定、調査区間指定
H 25. 8	近畿地方小委員会(第1回)
H 26. 7	地域の意見聴取(アンケート、ヒアリング)
H 27. 7	近畿地方小委員会(第2回)
H 27. 10 ~ 11	地域の意見聴取(アンケート、オープンハウス等)
H 29. 1	近畿地方小委員会(第3回)
H 30. 3	兵庫県幹線道路協議会(高架構造、車線数等)
H 30. 8	環境影響評価概要書の公告・縦覧
H 31. 3	都市計画手続き着手
R 2. 3	環境影響評価準備書の公告・縦覧
R 3. 2	都市計画の決定・告示 / 環境影響評価書の公告・縦覧
R 3. 2 ~ 3	新規事業採択時評価
R 3. 4	事業化
R 4. 4	重要物流道路候補路線指定
R 6. 4	公共事業と有料道路事業との合併施行方式 ^{※1} の導入

※1 公共事業と有料道路事業により事業を推進する方式



位置図・縦断面図



注)この縦断面図は名神高速道路～名神湾岸連絡線～阪神高速5号湾岸線(神戸方面)のランプをイラスト化したものです。イメージであり、構造等は確定したものではありません。

2. 交通結節点事業

■神戸三宮駅交通ターミナル整備

事業概要

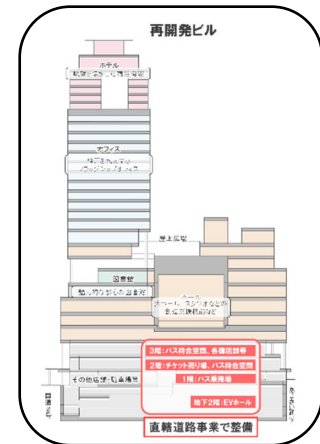
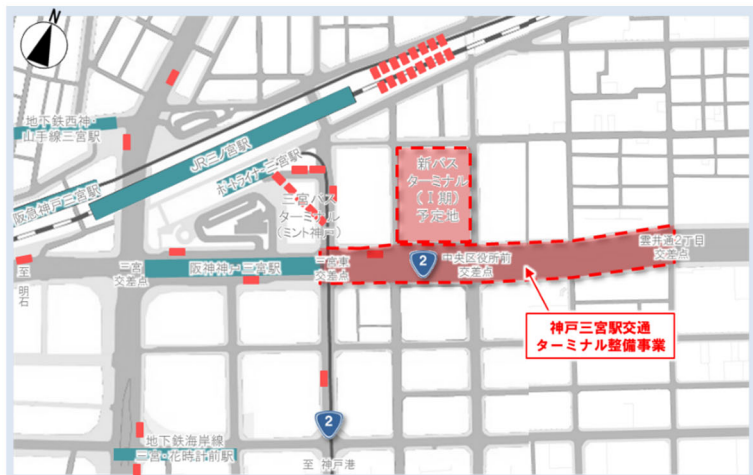
現在の三宮駅周辺は鉄道駅と中・長距離バス停が分散しているため乗換えの利便性が低く、バス待合空間が不十分であるなどの課題を抱えています。また、路上のバス停に起因する後続車の阻害が発生しています。

神戸三宮駅交通ターミナル整備は、神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業（民間事業）と連携し、新たな中・長距離バスターミナルを整備するとともに、分散する中・長距離バス停を段階的に集約することで、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上を図ります。

R8年度事業内容

- ・関係機関協議、床権利取得、内装整備、小野柄通改良工事を推進

位置図

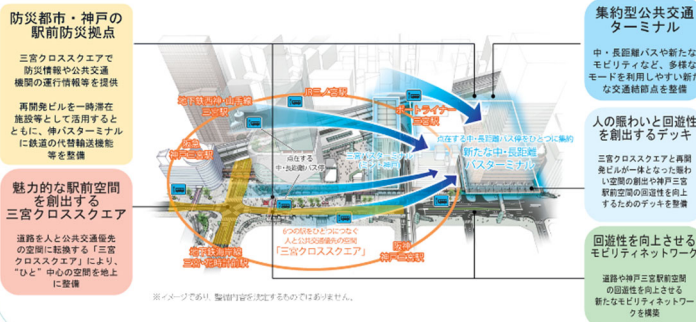


再開発ビル（1期）の構成イメージ

MX モビリティトランスフォーメーション

ひと・モノ・交通が行き交う新たな“港” = 未来型駅前空間

～6つの駅と点在する中・長距離バス停をひとつに～



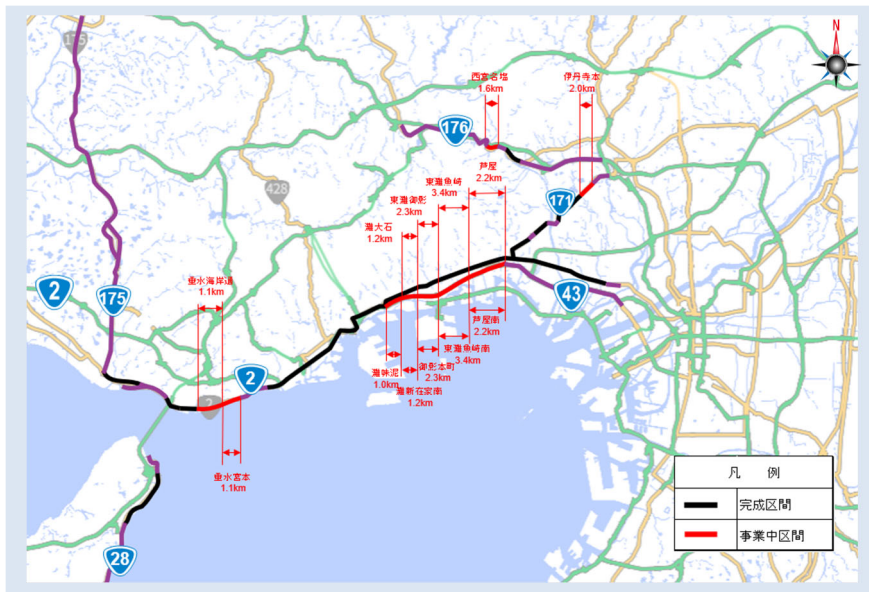
3. 無電柱化推進事業

■ 国道2・43・171・176号無電柱化推進事業

事業概要

無電柱化推進事業は、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等に資することを目的として、道路の地下空間を活用して電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝の整備などにより、道路から電柱を無くす事業です。

位置図



箇所名	事業規模	令和8年度予定事業内容
垂水宮本電線共同溝	1.1km	調査設計
垂水海岸通電線共同溝	1.1km	調査設計
芦屋電線共同溝	2.2km	調査設計、本体工事
芦屋南電線共同溝	2.2km	調査設計
東灘魚崎電線共同溝	3.4km	調査設計
東灘魚崎南電線共同溝	3.4km	調査設計
東灘御影電線共同溝	2.3km	調査設計
御影本町電線共同溝	2.3km	調査設計
灘大石電線共同溝	1.2km	調査設計、本体工事
灘新在家南電線共同溝	1.2km	調査設計
灘味泥電線共同溝	1.0km	調査設計
伊丹寺本電線共同溝	2.0km	調査設計
西宮名塩電線共同溝	1.6km	調査設計

● 整備事例 (神戸市東灘区)



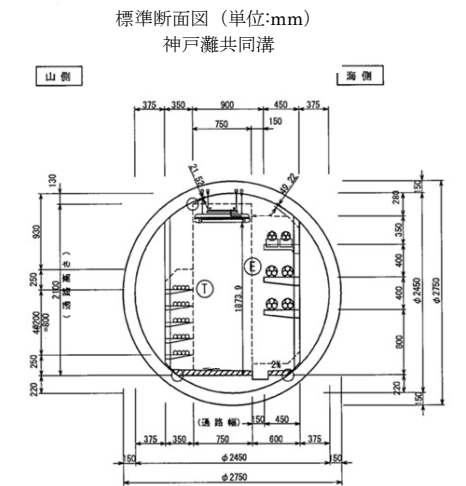
4. 共同溝事業

■ 共同溝事業

事業概要

兵庫2号共同溝（神戸灘^{なだ}共同溝）は、兵庫都市圏において道路の掘り返しを防止し、地震に強いライフラインを確保するため、神戸市の中心部と東部地域をつなぐ電力、通信、水道の幹線ルートを収容する共同溝を構築するものです。

事業名	神戸灘共同溝
事業区間	兵庫県神戸市灘区 ^{なだ} 鹿ノ下 ^{しか} 通二丁目 ～神戸市中央区 ^{わきはまちょう} 脇浜町三丁目
整備延長	2.56 km (道路延長2.56 km)
R8年度の 事業内容	調査設計を推進



位置図



5. 交通安全対策事業

国土交通省では、事業の透明性・効率性を一層高めるため、交通事故対策において、データや地域の声に基づいた「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」の取り組みを進めています。

「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」は、県内で事故が多発する直轄国道を対象に、事故の危険性の高い区間を選定し、重点的に対策を進めていくものです。

交通安全対策事業として、道路における交通環境の改善と交通事故の防止を図るために、歩道の整備および交差点の改良、区画線、標識等の整備を実施します。

○交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業（一種）

位置図



■歩道の整備

歩行者の安全な通行空間を確保するため、歩道の整備・拡幅等を実施します。

R8 年度事業箇所

・兵庫 28 号交通安全対策	かりや 仮屋地区歩道整備	延長 700m	（兵庫県淡路市）
	なかさき 中崎地区歩道整備	延長 200m	（兵庫県明石市）
・兵庫 171 号交通安全対策	こうぶし 甲武橋歩道拡幅整備	延長 300m	（兵庫県尼崎市、西宮市）
・兵庫 175 号交通安全対策	いなはた 稲畑地区歩道整備	延長 970m	（兵庫県丹波市）
・兵庫 2 号交通安全対策	むこおほし 武庫大橋交差点部歩道整備	2 箇所	（兵庫県尼崎市、西宮市）

《歩道整備の主な事例》

- ・ 国道 171 号 ^{こうぶばし} 甲武橋歩道拡幅整備

国道 171 号^{こうぶばし}甲武橋は、尼崎市と西宮市の市境に架かる橋梁であり、^{むこがわ}武庫川上下流 2km 区間において、当該橋以外の橋梁が無い^{ため}、多くの自動車、歩行者や自転車が^{行き来}しています。しかし、自転車歩行者道幅員が上下線とも 1.5m 程度と狭く、特に朝の通学時間帯には、自転車交通量が多く、歩行者、自転車ともに南側の利用が多いため、接触による車道への転倒などが懸念される状態です。安全で安心な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅を実施します。令和 8 年度は歩道拡幅工事を行う予定です。

■ 交差点改良

交通事故の多い交差点において、交通事故の削減を目的に、交差点改良を実施します。

R8 年度事業箇所

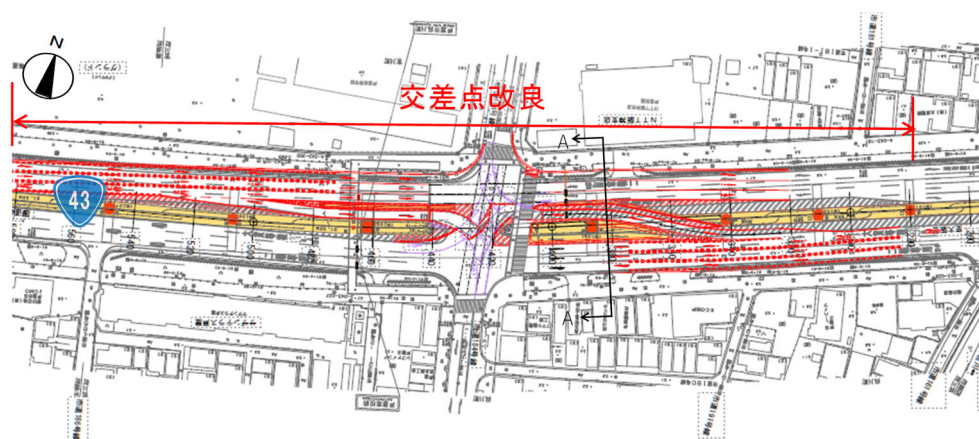
- ・ 兵庫 43 号交通安全対策 ^{あしやこうこうまえ} 芦屋高校前交差点改良 1 箇所（兵庫^{あしや}芦屋市）

《交差点改良の主な事例》

- ・ 国道 43 号 ^{あしやこうこうまえ} 芦屋高校前交差点改良

国道 43 号 ^{あしやこうこうまえ} 芦屋高校前交差点は、国道 28 号と市道の平面交差点であり、国対向大型車や阪神高速の橋脚の影響で右折車から対向直進車線に対する見通しが悪いことから、右折車両と直進車両による事故が多発する状況となっています。

右折レーンを改良することで、右折車両の視認性を向上させ、交通事故の防止を図ります。令和 8 年度は、調査設計を行う予定です。



■ 自転車通行空間の整備

安全で安心な自転車通行空間を確保するために、自転車通行帯を整備します。

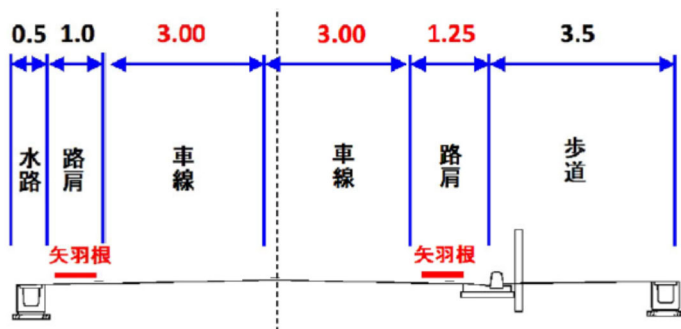
R8 年度事業箇所

- ・ 兵庫 28 号交通安全対策 ^{あわじしま} 淡路島自転車通行空間整備 7.5km（兵庫^{あわじ}県淡路市～^{すもと}洲本市）
- ・ 兵庫 28 号交通安全対策 ^{いち} 市地区自転車通行空間整備 0.7km（兵庫^{みなみ}県南^{あわじ}あわじ市）

《自転車通行空間の主な事例》

- ・ 国道 28 号 ^{あわじしま} 淡路島自転車通行空間整備

国道 28 号 ^{あわじしま} 淡路島自転車通行空間整備は、自転車活用推進法に基づき、^{あわじしま} 淡路島の豊富な観光資源を生かしたサイクルツーリズムの推進、地域活性化のため、兵庫県自転車活用推進計画「ひょうごサイクルモデル」に選定された区間（アワイチ）に自転車通行帯を整備します。令和 8 年度は、整備工事を行う予定です。



(単位：m)



自転車通行帯整備イメージ

○交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業（二種）

区画線、道路標識、防護柵等の設置に関する事業を実施します。

6. 局所渋滞対策事業

■こづかやま小東山局所渋滞対策（小東山6 交差点） こづかやま 令和7年度事業化

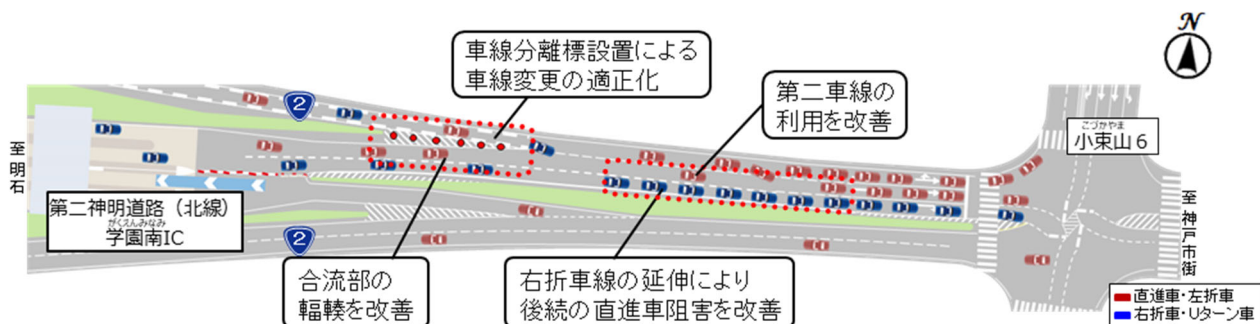
事業概要

道路のサービスレベル向上を目的として局所渋滞対策事業（ボトルネック対策）を行っています。

こづかやま小東山局所渋滞対策は、国道2号の小東山6 交差点の東行き右折走行車線の延伸等を行うことで、渋滞緩和を図ることを目的とした局所渋滞対策事業です。

R8 年度事業内容

- ・調査設計、関係機関協議および交差点改良工事を推進



7. 沿道環境改善事業

■国道43号環境整備

事業概要

国道43号の沿道環境の改善のために、遮音壁の設置、環境防災緑地の整備を進めています。環境防災緑地は、緑化による沿道環境の改善を進めるとともに、市街地大火災時における延焼防止、避難通路の確保など、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた兵庫県震災復興計画の重要な施策のひとつである広域防災帯の確保にも寄与しています。



R8年度事業内容

- ・環境防災緑地の調査設計、用地取得および整備工事を推進

沿道環境対策

■遮音壁の設置

自動車からの騒音を低減



■遮音壁

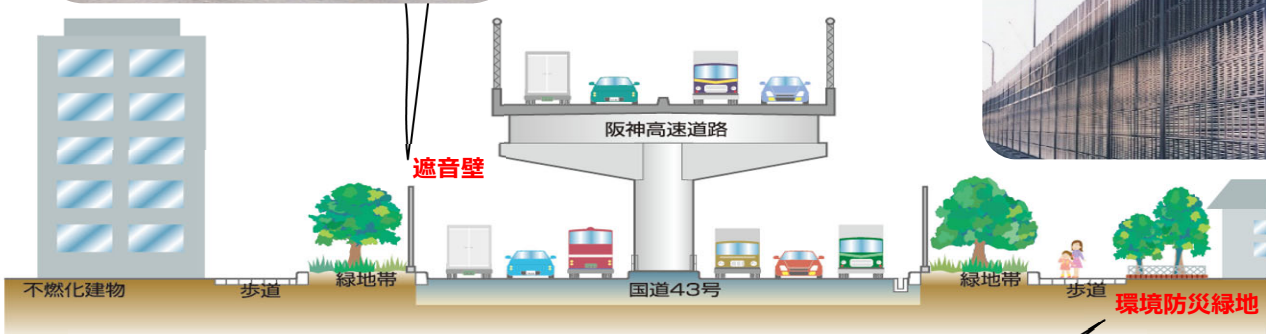
「吸音板+透光板タイプ」



■遮音壁「透光板タイプ」



■遮音壁「吸音板タイプ」



■環境防災緑地

緑化の推進、防災機能の向上

基本型



- 国で管理をし、植栽を中心とした整備を行います。

利用型



- 沿道各市と管理協定を結び、住民の意見を踏まえた整備を行います。

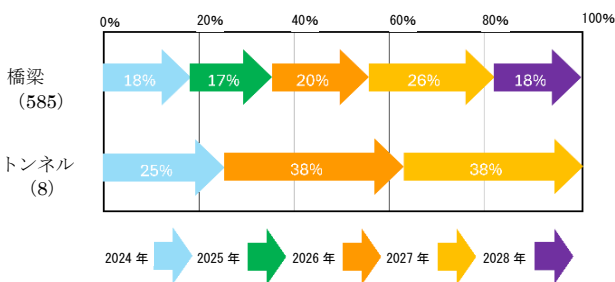
8. 維持修繕事業

兵庫国道事務所が管理する橋梁 585 箇所（橋長 2m 以上）のうち、約 50% が 50 年以上前に建設されており、今後、疲労や劣化等の損傷が深刻になることが懸念されます。

今後、高齢化した道路施設が急増することを踏まえ、これまでのような損傷が深刻化してから行う事後保全ではなく、近接目視により 5 年に 1 回の頻度で点検を行うことで、早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な修繕に至る前に対策を行う予防保全に転換し、ライフサイクルコストを削減させつつ橋梁の長寿命化を推進しています。

兵庫国道事務所管内における点検実施状況

■ 橋梁・トンネルの 3 巡目点検



令和 8 年 3 月 3 日時点

■ 2 巡目点検で修繕が必要とされた橋梁の修繕等措置状況

管理者	措置が必要な施設数	措置に着手済みの施設数		点検後 5 年以上経過した施設数	
			うち完了		うち未着手
兵庫国道事務所	33	33 (100%)	18 (55%)	2	0 (0%)

■ 橋梁補修、耐震補強 事業概要

橋梁点検により補修が必要な橋梁について順次補修、塗替塗装を行っています。また兵庫県南部地震と同程度の地震に対しても、重大な損傷を防止し緊急輸送道路としての機能を確保するため、橋梁の耐震補強を進めるとともに、車両の大型化に対応した橋梁の補強工事も実施しています。

R 8 年度主な事業箇所

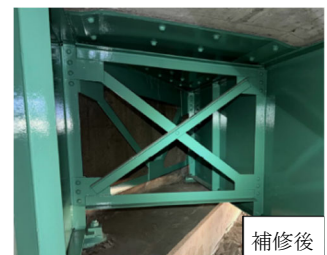
【橋梁補修】

- ・ 国道 2 号
はまて
浜手バイパス
- ・ 国道 4 3 号
こうしえん
甲子園高架橋
すみやし
住吉歩道橋、みかげにし
御影西歩道橋
いしがわ
石屋川歩道橋、しんざいけ
新在家歩道橋

【耐震補強】

- ・ 国道 2 号
むこおほし
武庫大橋

橋梁補修状況（橋梁塗装）



耐震補強状況（落橋装置取付、橋脚コンクリート巻立て）



■舗装修繕

事業概要

舗装点検要領に基づき、定期点検を実施しています。また、この定期点検結果に基づき、舗装修繕を実施しています。

R 8 年度の主な事業箇所

- ・国道 2 号 あまがさき 尼崎市域、こうべ 神戸市域
- ・国道 2 8 号 あわじ 淡路市域
- ・国道 4 3 号 あまがさき 尼崎市域
- ・国道 1 7 5 号 おの 小野市域
- ・国道 1 7 6 号 にしのみや 西宮市域



ひび割れ



施工イメージ (路盤打換工)



施工イメージ (切削オーバーレイ工)

GX グリーントランスフォーメーション に関する取組

道路照明について、従来の電球等よりも消費電力が大幅に削減できる LED への転換を進めています。

管内のトンネル照明の LED 化は完了し、令和 5 年度から順次、道路照明・歩道照明灯の LED 化を進めています。



にしわかきた
西脇北バイパストンネル照明 LED 化

■維持作業

道路巡回や点検を通じて確認したデータを蓄積するとともに、道路に異常があれば迅速に対応し、日々の安全管理に努め、構造物、附属物の損傷、老朽化などの機能低下に対処します。また、異常気象による大雨、降雪時による災害の対応（通行止め規制、除雪作業）を行っています。



路面補修



道路巡回



除雪作業（凍結防止剤散布）

■道路清掃・植栽管理

路面や排水施設、道路附属物の清掃、街路樹の剪定や高木の伐採、法面の除草などにより、道路環境を安全、快適に保ちます。



側溝清掃



高木伐採



除草

★トピック （ボランティア・サポート・プログラム（VSP））

国土交通省では清掃用具等の支給により、国道の清掃・美化活動に取り組むボランティア活動を支援しています。兵庫国道事務所では現在、国道2号11団体、（うち1団体は国道43号も対象）国道28号5団体、国道43号13団体、国道171号2団体、国道175号6団体の計36団体とボランティア・サポート・プログラムの実施に係る協定を締結しています。



R175 おのガーデニングボランティア



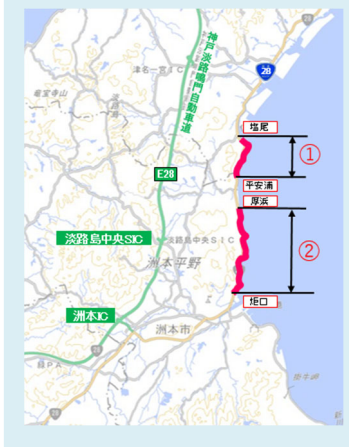
R171 伊丹市立東中学校

Ⅲ. 防災情報

■異常気象時事前通行区間

異常気象時に被害が発生する恐れのある地域で、事前に規制の基準を定めて通行規制を行い、安全を確保します。

●国道28号



●国道176号



国道28号

規制区間	延長 (km)	規制条件 気象基準値
① 淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8	連続雨量 160mm
② 洲本市中河原厚浜 ～洲本市炬口	2.9	連続雨量 160mm

国道176号

規制区間	延長 (km)	規制条件気象基準値
③ 西宮市塩瀬町生瀬 ～太多田橋交差点	0.5	連続雨量 190mm または組合わせ降雨量 連続雨量 160mm 時間雨量 40mm

■道路情報の収集・提供

ライブカメラ位置図



道路上の情報収集設備として、ライブカメラ等を設置し、収集した情報を道路利用者に提供しています。

兵庫国道事務所管内ライブカメラ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/douroinfo/cam/index.html>

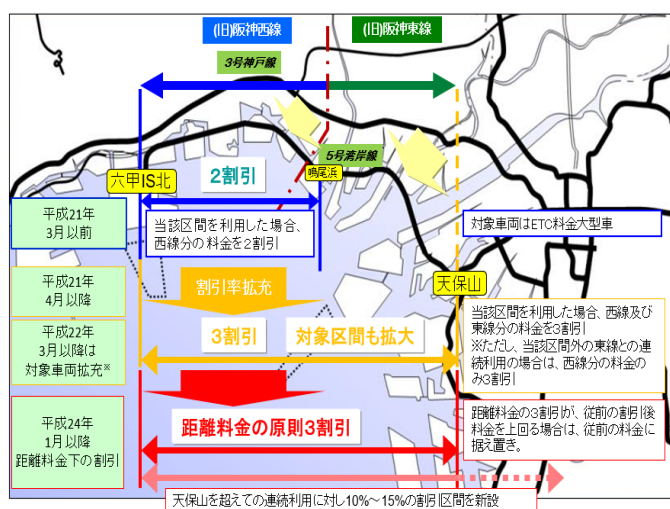
IV. 国道43号の沿道環境に向けた取り組み

国道43号は、阪神間を東西に結ぶ大動脈として社会・経済の基盤を支えています。しかし、高度経済成長とともに飛躍的に増加した交通により、阪神間の沿道環境が悪化しました。

そこで、遮音壁の設置、環境防災緑地の整備等を推進するとともに、5号湾岸線への交通転換や大型車両の法令違反取締り等を関係機関と協力しながら実施しています。

■環境ロードプライシング

国道43号周辺の沿道環境を改善するため、近畿地方整備局・阪神高速道路（株）が協力し、阪神高速3号神戸線と阪神高速5号湾岸線において料金格差を設けることにより、3号神戸線から5号湾岸線への大型車交通の転換を進める「環境ロードプライシング」を平成13年11月1日より試行的に実施しました。



平成21年4月には割引率を3割に拡充、平成22年3月には普通貨物車（車両総重量8t未満）の他、マイクロバス等にも対象車両を拡充（ETCコーポレートカード利用かつ事前登録が必要）し、対象区間も天保山までに拡大しました。平成24年1月には距離別料金導入に対応するため、新しい割引体系となりました。

平成29年6月には阪神高速道路の通行料金が対距離制に改定され、それに合わせた割引体系となり令和6年6月の上限料金改定後も継続して実施しています。

■国道43号通行ルール（兵庫県域）

国道43号沿道の一層の環境改善のために、平成24年3月30日から『国道43号通行ルール（兵庫県域）』の運用を開始しています。

当該通行ルールは、既存の通行に関する各種規制の周知徹底を図るとともに、歩道寄り車線を「環境レーン」に設定し、大型車に中央寄り車線の通行を促すなど、沿道環境に配慮した走行に取り組むことを目的としています。

併せて、国道43号沿道の大気情報をホームページでリアルタイムに提供する取り組みを開始しており、高濃度の際には湾岸線の利用を促しています。

取組内容	
<p>■既存の法・条例の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大型貨物自動車等の夜間22時～翌6時における第3通行帯の通行 ○ディーゼル自動車等運行規制（兵庫県条例） ○黒煙を多量に発散する整備不良車、不正軽油使用車、過積載、許可のない特殊車両の公道走行禁止 	<p>■沿道環境に配慮した走行のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道寄り車線を「環境レーン」とし、大型車は6時～22時における中央寄り車線の通行 ○阪神高速5号湾岸線の利用 ○ふんわりアクセルでゆっくり発進

対象区間：国道43号兵庫県域（尼崎市～神戸市灘区岩屋交差点）

■ 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン

平成12年5月から、国土交通省（近畿地方整備局・近畿運輸局）、兵庫県および兵庫県警察が連携して、道路の保全とディーゼル車排気微粒子の低減を図るため「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」を実施しています。



キャンペーンの内容

- 排気黒煙検査及び不正軽油検査等の指導取締り（近畿運輸局）
- 特殊車両通行許可違反の指導取締り（近畿地方整備局）
- 過積載違反の指導取締り（兵庫県警察）
- ディーゼル自動車等運行規制の街頭検査（兵庫県）

（写真左：特殊車両通行許可違反指導取締り及び過積載違反指導取締り 写真右：排気黒煙検査及び不正軽油等の指導取締り）

■ 交通需要軽減キャンペーン

国土交通省（近畿地方整備局・近畿運輸局）・阪神高速道路（株）・兵庫県警察が連携し、国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善に向けて、阪神高速5号湾岸線へ迂回を促す啓発活動として交通需要軽減キャンペーンを実施しています。

令和8年度は令和9年2月1日～2月28日の期間実施する予定です。



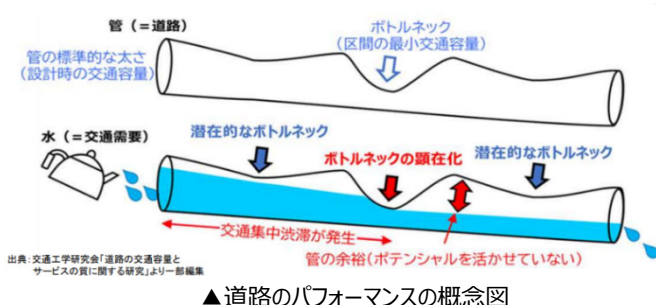
※昨年度のキャンペーンチラシ

取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報媒体の活用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路情報板及び交通情報板 ○ 交差点を中心に看板を設置 ○ 事務所、出張所に垂れ幕等を設置 ○ ミニFM放送局（兵庫県警察） ○ 道路情報ラジオ（兵庫県警察・阪神高速道路（株）） ○ ホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ■ トラック協会・商工会議所等へ協力依頼要請 <ul style="list-style-type: none"> ○ トラック事業者への迂回輸送の協力要請 ○ 荷主への迂回輸送の協力要請 ■ チラシ等の配布 <ul style="list-style-type: none"> ○ ETCコーポレートカード利用会員へ送付（阪神高速道路（株）） ○ 阪神高速道路パーキングエリアでの配布 ○ 実施機関窓口での配布 ○ 実施機関以外の窓口での配布

V. 道路のサービスレベル向上に向けた取り組み

国土交通省では「2050年、世界一、賢く・安全で・持続可能な基盤ネットワークシステムである WISENET (ワイズネット)」の実現に向けて政策展開を図っています。また、WISENET の趣旨にのっとり、近畿地方整備局では、シームレスネットワークの構築にあたって、ネットワークの階層に応じた道路のサービスレベルの向上を推進しています。

兵庫国道事務所では、ボトルネック対策を効率的・効果的に実施しネットワーク全体のサービス向上を実現するため、交通ビックデータ等を利用し、地域の交通特性や顕在化していない潜在的なボトルネックを把握するための路線毎の評価を行い、道路のサービスレベルの向上に向けた取り組みを行っています。



- ・スムーズな時の旅行速度 (ポテンシャル性能)
- ・実際の平均旅行速度 (パフォーマンス性能)
- ・最短時間経路が使えない場合の迂回率 (多重性)
- ・通行止めリスク 等

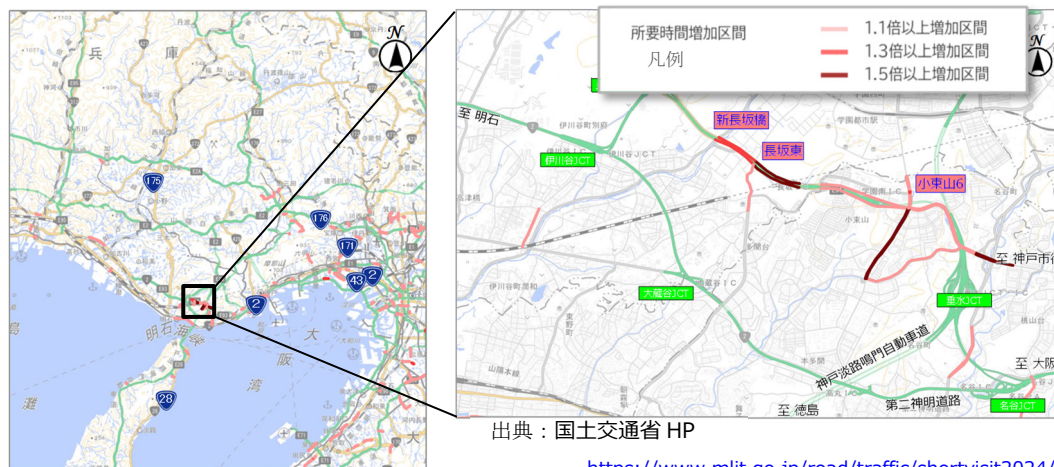
出典) 「WISENET2050・政策集 国土交通省道路局」

■兵庫国道事務所管内の状況

国土交通省では所要時間差のある区間等について「休日における車での立ち入り状況」を公表しています。

兵庫国道事務所管内では、国道2号(神戸西バイパス)において、「平日に比べ休日の所要時間が1.5倍以上増加する区間」が見られ、管内で最も平日・休日の所用時間差が大きい状況です。

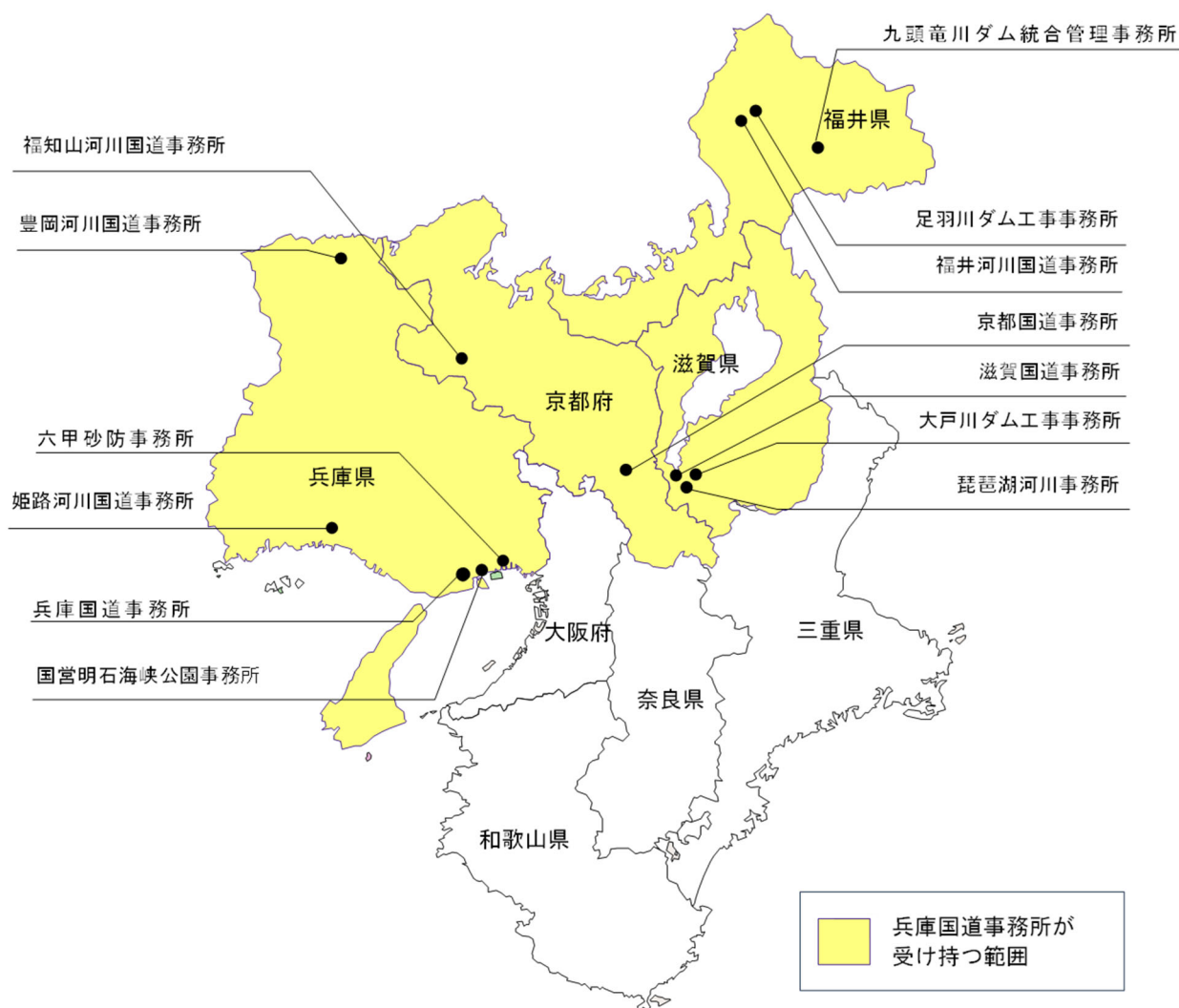
■休日における車での立ち入り状況の分析



VI. 土木営繕

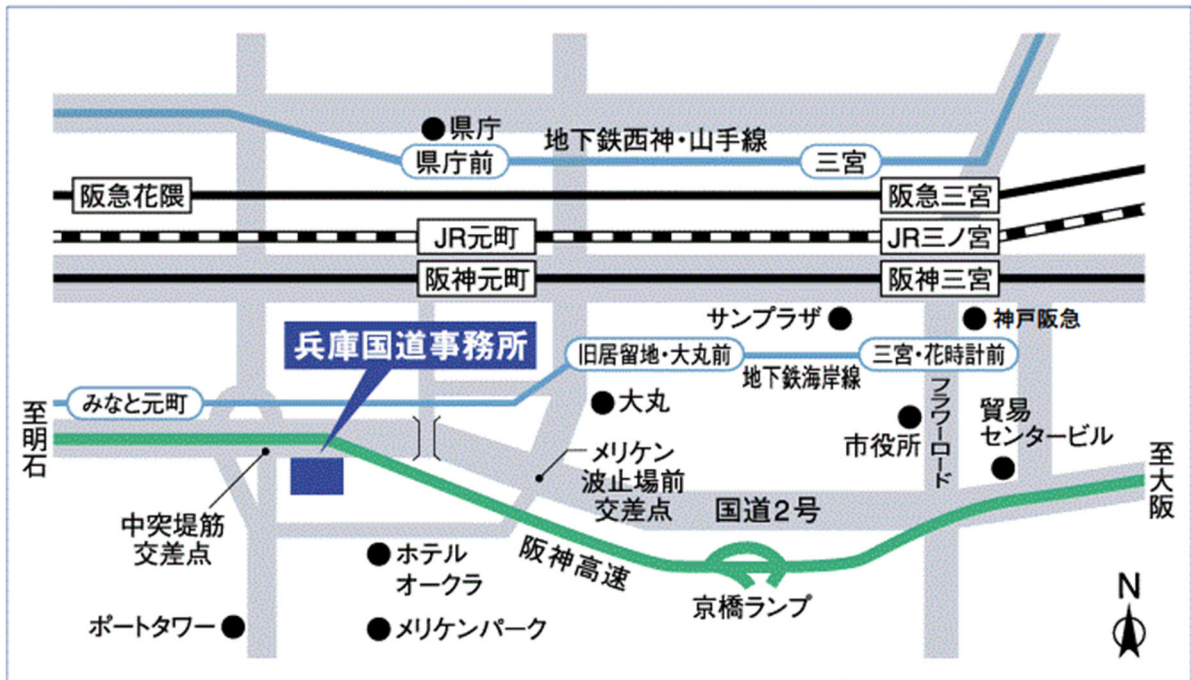
兵庫国道事務所は、道路に関する事業のほかに、「土木営繕業務」と呼ばれる建築関係の業務も行っています。土木施設（河川、国道、国営公園）を維持・管理するために必要な建物の新築・増改築・補修等に関する業務です。河川や国道などを維持・管理していくためにはさまざまな施設や装置などが必要です。それらに関連する建物等をつくったり、修繕したりする業務を土木営繕業務と呼んでいます。“営繕”とは“营造”と“修繕”のことで、建物をつくったり、修繕したりすることをいいます。

具体的には、各事務所・出張所の庁舎、排水機場、樋門上屋、道の駅、道路維持施設など、さまざまな建物の計画、設計、積算、監督及びメンテナンスなどを実施しており、その業務は多岐にわたっています。



国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所

住所	着信先部署	業務内容	電話番号	FAX番号
〒650-0042 神戸市中央区波止場町3-11	事務所代表	所内の事務一般	(078)334-1600(代)	(078)334-1998
	総務課			
	経理課	契約事務、物品購入、歳入	(078)334-1601	(078)334-1613
	用地課	土地・物件などの買収・補償	(078)334-1602	(078)334-1655
	工務第一課	道路工事・共同溝工事の設計・積算	(078)334-1603	(078)334-1395
	工務第二課	土木営繕工事の設計・積算	(078)334-1629	(078)334-1614
	計画課	道路の計画、調査、環境対策	(078)331-4498	(078)334-1622
	品質確保課	工事の品質確保	(078)334-1600(代)	(078)334-1612
	管理第一課	道路の占用、乗り入れ、境界明示	(078)334-1610	(078)334-1630
	(特殊車両係)	特殊車両の通行許可	(078)331-4484	
	管理第二課	道路の維持・修繕・緑化、機械設備・建設機械の設備、道路工事の調整、交通安全施設の設置、災害関係情報の収集	(078)334-1605	(078)334-1615
防災情報課	電気通信設備の整備・管理	(078)331-4474	(078)334-1611	
〒658-0015 神戸市東灘区本山南町4-1-18	神戸維持出張所	国道2号の道路管理	(078)411-5132	(078)451-4729
〒663-8161 西宮市甲子園春風町5-29	西宮維持出張所	国道43号、171号、176号の道路管理	(0798)35-6470	(0798)23-6674
〒656-0021 洲本市塩屋2-1-57	洲本維持出張所	国道28号の道路管理	(0799)22-1680	(0799)22-4429
〒651-2132 神戸市西区森友1-153	明石維持出張所	国道2号、28号、175号の道路管理	(078)928-5820	(078)921-0363



道路緊急ダイヤル 全国共通 電話番号 #9910 道路の異常を発見したらお知らせ下さい 落下物 落石 雪崩 路面の穴ぼこ 道路施設の破損 など	LINE通報 	HP 	X 	Instagram 
---	--	--	---	---